

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 国民健康保険法に基く条例変更認可
土地改良区の新規事業認可
土地の公用廃止
- ◇公告 家畜人工授精講習会修業試験の合格者
火薬類取扱主任者等の試験の実施について

告示

鳥取県告示第四百八十二号

国民健康保険を行つてゐる次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行つてゐる村
西伯郡大山村 昭和二十九年七月十日
気高郡小鷲河村 七月二十一日

鳥取県告示第四百八十三号

国民健康保険を行つてゐる次の組合に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年九月二十四日

- 鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一 国民健康保険を行つてゐる組合
西伯郡大國村外一ヶ村一部事務組合
- 一 認可年月日
昭和二十九年九月六日

鳥取県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八

条第一項の規定により、江北土地改良区が新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十九年九月十八日認可した。

昭和二十九年九月二十四日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百八十五号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和二十九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 西伯郡名和町大字西坪字山道場二二三番の三及び二
- 二 二番の四地先 十五坪

公 告

昭和二十九年八月実施の家畜人工授精講習会修業試験の合格者は次のとおりである。

昭和二十九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
牛の人工授精講習会修業試験合格者

- 池田 宣行 広江 種夫 河合美穂子
- 岸本 三雄 高橋 三郎 野坂登志夫
- 泰野 嘉博 宮島 司朗 山形 昌義
- 岸 政男 井上 潤 白根 幸人
- 南場 賢一 野口 俊壽 吉村 勳
- 赤井 達雄

鳥取県甲種および乙種火薬取扱主任者ならびに丙種火薬類作業主任者試験の施行につき、次のように公告する。

昭和二十九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

火薬類取締法第三十一条第三項により、昭和二十九年甲種火薬類取扱主任者、乙種火薬類取扱主任者および丙種火薬類作業主任者の免状を交付するために行う試験を、次のとおり実施する。

- 一 種類および試験課目

種類	甲種 火薬類取扱主任者	丙種 火薬類作業主任者
	乙種 火薬類取扱主任者	
試験科目	火薬類取締法令 一般火薬学	火薬類取締法令 信号焰管、信号火せんお よび煙火製造工場、管理 技術
	口頭試験	一般教養科目 口頭試験

二 試験の日時および場所

昭和二十九年十月二十四日(日) 鳥取市

三 受験手続

次の書類を各二部宛(但し写真は一葉)經濟部商工課に提出のこと。

- 1 受験願書 火薬類取締法施行規則別表第十七様式による。
- 2 履歴書 同右規則別表第十八様式による。
- 3 試験課目免除申請書(該当者のみ)
同右規則別表第十六様式による。
- 4 写真 手札形、出願前六箇月以内に撮影したもの、上半身正面。

四 受験手数料

七百円の鳥取県収入証紙を、受験願書上部にはりつけること。証紙は消印しないこと。受験手数料はどんな理由があつても返えささない。

五 受験願書提出期限

昭和二十九年十月二日正午まで。

裏面に、撮影年月日、氏名、年令、および受験しようとする主任者の種類を記載のこと。

